

新型インフルエンザ等の流行に備えた検疫待機施設の確保に係る覚書

(基本方針)

厚生労働省は、検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第2号に掲げる感染症及び同法第34条の規定に基づき政令で指定する感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）の流行局面において、新型インフルエンザ等の流行地域から入国又は帰国した病原体に感染したおそれのある者（以下「入所者」という。）の待機施設（以下「検疫待機施設」という。）を確保する。

検疫待機施設の確保に当たっては、まずは民間施設の活用による対応が前提となるが、不測の事態に備え、各府省庁と協議後、速やかに検疫待機施設として開設するため、開設までの必要な手続について、次のとおり覚書を締結する。

(開設の手続)

- 第1条 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長 森田 博通（以下「甲」という。）は、法務省法務総合研究所総務企画部長 東山 太郎（以下「乙」という。）に対して、新型インフルエンザ等の世界的発生動向と我が国への影響等を踏まえて、第2条に定める検疫待機施設としての提供を要請（以下「提供要請」という。）する。
- 2 乙は、前項の提供要請を受けた場合、甲に対して、速やかに、受諾の可否を回答する。
- 3 乙は、前項の場合において、受諾可能と回答した場合は、その回答した日から、原則として、4日以内に宿泊棟2棟のうち1棟（ひので寮）及び分室棟を、7日以内に1棟（みづき寮）を甲に引き渡す。なお、乙は、宿泊棟に入居している研修生の移動・居室内の清掃等、引き渡しのために必要な措置を講じるとともに、速やかな引き渡しに努める。
- 4 甲は、移動する入寮者及び入寮予定者の宿泊先ホテルの確保、並びに入寮者の荷物移転に係る業者の手配その他入寮者の移動に関して必要な手配を行う。なお、甲は、できる限り、研修実施場所の近隣地域に手配するよう努めるとともに、一又は少数のホテルにまとめて滞在できるよう努める。
- 5 甲は、宿泊棟と研修棟の間（ひので寮とA館の間及びみづき寮とB館の間）に間仕切りをし、24時間体制で警備員を配置するなど、研修の円滑な継続に必要な措置を講じることとする。
- 6 甲は、提供要請を行う可能性がある情報に接した場合には、乙における検疫待機施設提供の準備等に資するよう、その旨を速やかに連絡する。
- 7 甲と乙は、引渡日までに国有財産使用承認など、国有財産（施設）使用に係る手続に必要な調整を行う。

8 甲は、検疫待機施設の開設に際し、予め地元自治体等への説明を行う。説明にあたり、甲は、乙の協力を求めることができる。

9 甲は、検疫待機施設としての運用を終了して乙に返還する見込みとなった場合には、乙に対し、その旨を速やかに連絡する。

(使用物件)

第2条 乙が検疫待機施設として甲に使用させる施設は、後記の建物（及び付帯設備）とする。

(1) 所在地 千葉県浦安市日の出2-1-6

(2) 名称 法務省浦安総合センター宿泊棟（ひので寮及びみづき寮）及び分室棟

(費用負担等)

第3条 検疫待機施設の引き渡し前の準備（第1条第4項に基づく手配を含む）及び原状回復に要する費用を含め、検疫待機施設としての開設及び使用のために必要な費用は、甲乙協議の上、原則として厚生労働省が負担することとし、甲と乙は、費用負担及び役割分担等の詳細について、別途、協定書を締結する。

(覚書の有効期間)

第4条 この覚書の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれか一方より解約又は変更の申し出がない場合は、本覚書は、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた事項については、都度、甲乙協議の上定める。

甲と乙とは、本覚書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、その1通を保管する。

令和6年2月29日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局

感染症対策部企画・検疫課長

森 田 博 通



乙 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省法務総合研究所

総務企画部長

東 山 太 郎



